

広報あいしょう広告掲載に関する基準

平成 19 年 11 月 20 日

訓令第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、愛荘町広告掲載要綱（平成 19 年告示第 104 号）に基づき、町が作成する広報あいしょうへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、広報あいしょうカラー版（毎月 20 日発行）の最終ページの前 1 ページの下段とし、町が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第 3 条 掲載規格は、1 枠につき縦 50 ミリメートル×横 57 ミリメートルとする。

(記載する広告数)

第 4 条 掲載する広告は、1 ページにつき 6 件とする。

(広告掲載料)

第 5 条 広告の掲載料金は、1 枠あたり月額 6,300 円とし、2 枠の場合は 10,500 円とする。

(広告の申し込み)

第 6 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、愛荘町広告掲載申込書に広告原稿案を添えて広告掲載を希望する広報の発行日の 1 月前に町長に提出しなければならない。

2 同一申請者が申し込める広告は、1 掲載号につき 2 枠限りとし、1 回の申し込みにより掲載できる回数は 3 回とする。

3 申請者が多数の場合は、先着順とする。

(広告原稿の作成および提出)

第 7 条 広告原稿は、申請者の負担で作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。

(広告内容)

第 8 条 申請者は、広告の内容およびデザイン等が広報あいしょうのイメージを損なうことのないよう、みらい創生課と調整しなければならない。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。